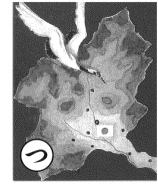




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月29日（金） 第10186号

## 目次

|   | ページ |
|---|-----|
| <b>規 則</b>  |     |
| ○群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（戦略企画課）     | 2   |
| ○群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則（下水環境課）            | 2   |
| <b>告 示</b>  |     |
| ○第9次群馬県保健医療計画の策定（医務課）                               | 3   |
| ○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示の一部改正（国保援護課） | 3   |
| ○道路の供用開始（道路管理課）                                     | 4   |
| ○同  | 4   |
| ○造成宅地防災区域の指定（建築課）                                   | 4   |
| ○税外歳入の収納事務の委託（会計管理課）                                | 4   |
| <b>公 告</b>  |     |
| ○土地利用基本計画の変更（地域創生課）                                 | 5   |
| ○農地を利用する権利を設定する裁定の申請（農業構造政策課）                       | 6   |
| ○同  | 6   |
| ○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）                              | 7   |
| ○土地改良区の定款変更認可（同）                                    | 8   |
| ○令和6年度前期技能検定の実施（労働政策課）                              | 8   |
| ○令和6年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施（同）                      | 10  |
| ○都市計画事業の変更認可（都市整備課）                                 | 12  |
| ○開発工事の完了（建築課）                                       | 13  |
| <b>選挙管理委員会告示</b>                                    |     |
| ○政治団体の名称等   | 14  |
| ○政治団体の異動事項  | 15  |
| ○政治団体の解散届出  | 15  |
| ○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等                               | 16  |
| <b>監査委員公告</b>                                       |     |
| ○監査結果の公表  | 17  |
| ○同  | 23  |
| ○監査結果に基づく措置状況                                       | 24  |
| <b>落 札</b>  |     |
| ○落札者等の決定（教育委員会管理課）                                  | 25  |

規則

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十五号

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

群馬県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成三十年群馬県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第二十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十五条中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削り、同条を第二十四条とする。

第二十六条を第二十五条とし、第二十七条を第二十六条とする。  
第二十八条中「法第二十七条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後」を「事業年度の開始後、」に改め、同条を第二十七条とする。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行し、改正後の第二十四条の規定は同日以降に提出する業務実績等報告書から、改正後の第二十七条の規定は令和六年度分の償還計画から、それぞれ適用する。

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二十六号

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則の一部を改正する規則

群馬県流域下水道事業の会計の特例に関する規則（令和二年群馬県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条ただし書を削る。

第七十条中「又は前条ただし書に規定する金融機関」を削る。

第八十一条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 金融機関に対して支払う手数料及びそれに付随して支払う月額利用料

第二百二十五条第一項ただし書を削る。

別表第五備消耗品費、光熱水費及び修繕費の項中「備消耗品費、光熱水費及び修繕費」を「被服費、備消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費及び薬品費」に改め、同項に次の一号を加える。

七 予定価格が五万円未満の経費

別表第五通信運搬費、手数料及び損害保険料の項に次の一号を加える。

十 物品購入等伺書により支出負担行為の決議ができる経費のうち予定価格が五万円未満のもの（はがき、切手及び印紙類を除く。）

別表第五雑費の項に次の一号を加える。

六 会議等で飲用するために提供する飲料（接待用の茶葉等を含む。）で、予定価格が五万円未満のもの

別表第五注一中「注一」を「注」に、「備消耗品費、光熱水費」を「被服費、備消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費」に改め、「修繕費」の下に「薬品費」を加える。

附則

別記様式第四十八号及び別記様式第四十九号中「添付書類」を削る。  
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第90号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により、第9次群馬県保健医療計画を定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、第9次群馬県保健医療計画の詳細は、群馬県ホームページに掲載して閲覧に供する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

第9次群馬県保健医療計画について（概要）

- 1 計画策定の趣旨 現行の第8次群馬県保健医療計画は計画期間が令和5年度末までであることから、引き続き、本県における医療提供体制の確保を図るため、第9次群馬県保健医療計画を策定するもの。
- 2 計画の期間 令和6年度から令和11年度までの6年間とする。
- 3 計画の内容
  - 第1章 基本構想
  - 第2章 群馬県の現状
  - 第3章 保健医療圏と基準病床数
  - 第4章 疾病・事業ごとの医療連携体制の構築
  - 第5章 地域医療構想
  - 第6章 外来医療計画
  - 第7章 保健・医療・福祉の提供体制の充実
  - 第8章 医師確保計画
  - 第9章 保健医療従事者等の確保
  - 第10章 医療費適正化計画
  - 第11章 計画の推進・評価

◎群馬県告示第91号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定により知事が定める数の告示（平成30年群馬県告示第97号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

表第9条第3項の項中「0. 2」を「0」に改め、表第9条第5項の項中「0. 9726493784633」を「0. 967450703244」に改め、表第9条第8項の項中「1. 0142961134407」を「0. 999999995246」に改め、表第10条第3項の項中「0. 9651640334348」を「0. 960105543733」に改め、表第10条第6項の項中「0. 9999999989276」を「0. 999999984901」に改め、表第11条第3項の項中「0. 9974139626889」を「0. 9917069837666」に改め、表第11条第6項の項中「0. 999999996226」を「0. 9999999955353」に改める。

◎群馬県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名      | 区 間                             | 供用開始の期日   |
|-------|----------|---------------------------------|-----------|
| 県道    | 前橋大間々桐生線 | 前橋市粕川町西田面211番の10地先から同市同7番の3地先まで | 令和6年3月29日 |

◎群馬県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                             | 供用開始の期日   |
|-------|-------|---------------------------------|-----------|
| 県道    | 前橋玉村線 | 前橋市朝倉町146番の2地先から同市下佐鳥町47番の2地先まで | 令和6年3月29日 |

◎群馬県告示第94号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第45条第1項の規定により、次の区域を造成宅地防災区域に指定する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 区域の名称 岡崎・岩久保住宅団地
- 2 区域の範囲 次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県県土整備部建築課及び東吾妻町役場総務課に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第158条の2第1項の規定により、次のとおり税外歳入の収納事務の委託をした。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

| 委託を受けた者の所在地及び名称                         | 委託した事務の内容                   | 委託期間                   | 歳入の種類   |
|---|-----------------------------|------------------------|---|
| 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号<br>地銀ネットワークサービス株式会社 | 収納した税外歳入及びその歳入に係る収納情報の取りまとめ | 令和6年3月29日から令和7年3月31日まで | 次に掲げる税外歳入金<br>一 使用料<br>二 手数料<br>三 賃貸料<br>四 物品売払代金<br>五 寄附金<br>六 貸付金の元利償還金<br>七 分担金<br>八 負担金<br>九 不動産売払代金<br>十 過料<br>十一 損害賠償金（第十三号に掲げる遅延損害金を除く。）<br>十二 不当利得による返還金<br>十三 一、二、七、八及び十に掲げる歳入に係る延滞金並びに三から六まで、八、九、十一及び十二に掲げる歳入に係る遅延損害金 |
| 群馬県前橋市元総社町194番地<br>株式会社群馬銀行             | 税外歳入の収納事務の調整                |                        |   |
| 東京都港区港南一丁目8番27号<br>株式会社しんきん情報サービス       | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地<br>株式会社セイコーマート    | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 東京都千代田区二番町8番地8<br>株式会社セブン-イレブン・ジャパン     | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 東京都港区芝浦三丁目一番二十一号<br>株式会社ファミリーマート        | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1<br>株式会社ポブラ     | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1<br>ミニストップ株式会社        | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号<br>山崎製パン株式会社         | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |
| 東京都品川区大崎1丁目11番2号<br>株式会社ローソン            | 直営店及び加盟店における税外歳入の収納事務       |                        |   |

## ■ 公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課、館林市役所、明和町役場、安中市役所、沼田市役所及び伊勢崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和6年3月19日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請に係る農地の所在等

| 所在・地番       | 地目 | 面積（㎡） | 所有者等の情報 |
|-------------|----|-------|---------|
| 前橋市柏倉町1704番 | 田  | 1,969 | 櫻井千代子   |

- 2 申請に係る農地の利用の現況  
耕作の事業に従事する者が不在になることが見込まれる。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細  
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（水稻作）
- 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 始期       | 存続期間                  | 借賃に相当する補償金の額              |
|----------|-----------------------|---------------------------|
| 令和6年6月1日 | 令和11年5月31日まで<br>（5年間） | 50,205円<br>（年額5,100円／10a） |

- 5 意見書の提出  
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限

令和6年4月12日

- (2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

- (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申

請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

1 申請に係る農地の所在等

| 所在・地番         | 地目 | 面積（㎡） | 所有者等の情報  |
|---------------|----|-------|----------|
| 前橋市西大室町2409番1 | 田  | 926   | (亡) 松村金作 |
| 前橋市東大室町915番   | 田  | 1,230 | (亡) 松村金作 |
| 前橋市東大室町923番1  | 田  | 1,314 | (亡) 松村金作 |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在になることが見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に貸し付ける。（水稲作）

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 始期       | 存続期間                  | 借賃に相当する補償金の額               |
|----------|-----------------------|----------------------------|
| 令和6年6月1日 | 令和12年5月31日まで<br>(6年間) | 151,980円<br>(年額7,300円/10a) |

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年4月12日

(2) 提出先

群馬県農政部農業構造政策課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

|  |     |  |  |  |  |
|--|-----|--|--|--|--|
|  | 理 事 |  |  |  |  |
|--|-----|--|--|--|--|

| 土地改良区名 | 監事の別 | 区分 | 役員氏名  | 住所           |
|--------|------|----|-------|--------------|
| 牛の平    | 理事   | 新任 | 星野利   | 片品村大字須賀川85番地 |
|        | 同    | 退任 | 星野伊佐夫 | 同 大字花咲630番地1 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により鑄川土地改良区の定款の変更を令和6年3月19日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和6年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

#### 1 実施職種

- (1) 1級及び2級 造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（2級の電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、プラスチック成形、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装及びフラワー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
- (3) 単一等級 実施なし

#### 2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

#### 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

##### (1) 実技試験

ア 実施期日 令和6年6月6日（木）から同年9月8日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和6年5月30日（木）に職能協会において公表する。た



だし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

| 検 定 職 種  | 期 日          |
|--|--------------|
| ○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾          | 令和6年7月14日（日） |
| ○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装<br>○3級 金属熱処理            | 令和6年8月18日（日） |
| ○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工    | 令和6年8月25日（日） |
| ○1級及び2級 鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施行、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 | 令和6年9月1日（日）  |

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）

ウ 郵便振替払込受付証明書（裏面貼付提出用）

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 令和6年4月3日（水）から同月16日（火）まで。原則郵送での受付とし、受付期間内の消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会にて交付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページの受験案内・受験申請書等送付依頼フォームから申し込むこと。

イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。）の受検番号は令和6年8月30日（金）に、技能検定合格者（1級、2級及び3級（金属熱処理に限る。）の受検番号は同年10月4日（金）にそれぞれ群馬県ホームページに掲載する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級及び3級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

#### 7 受検手数料の減免措置

- (1) 若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおりとする。  
3級を受検する23歳未満の者
- (2) 当該減免措置の対象者のうち、雇用保険被保険者については、その証明として受検申請時に上記5(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。
  - ア 雇用保険被保険者証の写し
  - イ 直近の給与明細の写し
  - ウ 就労証明書

#### 8 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和6年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

#### 1 実施職種

- (1) 随時2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、塗装（金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋

盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト(コールドチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(織物・ニット浸染に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

- (3) 基礎級 さく井、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

#### 4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

#### 5 受検申請の手続

##### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 在留カード

エ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

##### (4) 受検申請に関する注意

申請書及び案内書は、職能協会に交付する。

#### 6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

#### 7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和6年3月19日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（令和6年関東地方整備局告示第114号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画道路事業3・4・11号中央通り線及び3・4・15号大手町大街道線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成28年4月1日から令和12年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|----|---|---|
| 1  | 佐波郡玉村町大字角刈字稲荷4561-7   | 高崎市上中居町1755番地ベルテ201号<br>真田龍、真田笑実                |
| 2  | 佐波郡玉村町大字下新田1186-16、1186-18  | 前橋市上大島町121番地9オペラハウス上大島B-207号<br>星野佑輔、星野茜        |
| 3  | 佐波郡玉村町大字下新田1186-5、1186-6、1186-17、1186-19  | 佐波郡玉村町大字下新田697番地2フォンテーヌB101<br>渡部拓              |
| 4  | 佐波郡玉村町大字下新田1186-3、1186-4、1186-20  | 藤岡市藤岡1416番地1コッティエスポI204号<br>伊達智哉                |
| 5  | 佐波郡玉村町大字下新田1186-12、1186-13  | 高崎市江木町17番地3<br>高橋尚之<br>佐波郡玉村町大字上飯島258番地7<br>高橋楓 |
| 6  | 佐波郡玉村町大字下新田1186-9、1186-10、1186-11、1186-14   | 前橋市元総社町2691番地6ルアナ元総社306号<br>根本涼太、根本麻莉絵          |
| 7  | 佐波郡玉村町大字下新田1186-7、1186-8、1186-15  | 佐波郡玉村町大字板井1000番地1アルカサルB103<br>清水悠椰              |
| 8  | 安中市中野谷字西北原350-5、365-2、365-3、366-2、367-2、350-5の先白地、字北原423-3、427-2、433、435-1、435-2、436-1、436-2、437-1、437-2、438-6、438-7、438-8、438-9、438-10、438-23、438-24、438 | 安中市安中一丁目23番地13号<br>安中市土地開発公社 理事長 清水昭芳           |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | -25、438-26、438-27、438-28、438-35、438-55、438-56、438-59、438-60、438-61、438-62、438-63、438-64、438-64の先道路、438-65、438-66、438-67、438-68、438-69、438-77、444-2、454-2の一部、字加賀塚402-1、西上磯部字向山685-1、685-2、685-3の一部、685-3の先道路<br>（第2工区：安中市中野谷字西北原365-2、365-3、366-2、367-2、350-5の先白地、字北原423-3、427-2、433、435-1、435-2、436-1、436-2、437-1、437-2、438-6、438-7、438-8、438-9、438-10、438-23、438-24、438-25、438-26、438-27、438-28、438-35、438-55、438-56、438-59、438-60、438-61、438-62、438-63、438-64、438-64の先道路、438-65、438-66、438-67、438-68、438-69、438-77、444-2、454-2の一部、西上磯部字向山685-1、685-2、685-3の一部、685-3の先道路） |   |
| 9  | みどり市笠懸町阿左美654-1、655-1、655-5、656-1、656-15   | みどり市笠懸町阿左美606番7<br>学校法人桐丘学園 理事長 関崎亮     |
| 10 | 邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1600-2  | 神奈川県川崎市宮前区馬絹5丁目14番45号C-1<br>小島佑介        |
| 11 | 邑楽郡邑楽町大字藤川字熊ノ下163-1、163-4、163-12、164-3   | 邑楽郡邑楽町大字中野239番地1<br>猪越工業株式会社 代表取締役 関口浩二 |

**■ 選挙管理委員会告示**

◎群馬県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年3月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   |
|----------|--------|----------|--------------|
|          | 届出年月日  |          |              |
| 阿久沢もえ後援会 | 阿久澤萌   | 阿久澤千明    | 前橋市滝窪町1021-4 |

|          |           |      |              |
|----------|-----------|------|--------------|
|          | 令和6年2月28日 |      |              |
| 岸川ともき後援会 | 岸川知己      | 矢島健司 | 前橋市昭和町1-16-9 |
|          | 令和6年2月14日 |      |              |

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年3月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異動事項     | 新    | 旧    | 異動年月日         |
|--------------|----------|------|------|---------------|
| 日本共産党西毛地区委員会 | 代表者の氏名   | 大澤綾子 | 伊藤祐司 | 令和5年<br>5月21日 |
| 日本共産党東毛地区委員会 | 代表者の氏名   | 篠木正明 | 渋沢哲男 | 令和6年<br>2月19日 |
|              | 会計責任者の氏名 | 篠木正明 | 渋沢哲男 | 令和6年<br>2月19日 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 異動事項       | 新                  | 旧                | 異動年月日          |
|-----------|------------|--------------------|------------------|----------------|
| 安中一伸会     | 主たる事務所の所在地 | 安中市古屋8-1           | 安中市古屋2-1         | 令和5年<br>12月11日 |
| 岡野ひろみ後援会  | 会計責任者の氏名   | 岡野尋実               | 岡野民蔵             | 令和5年<br>12月1日  |
| 翔洋会       | 会計責任者の氏名   | 浦野裕樹               | 殿村雅史             | 令和6年<br>2月20日  |
| 森平なおゆき後援会 | 主たる事務所の所在地 | 高崎市吉井町吉井川6<br>60-1 | 高崎市吉井町吉井川6<br>59 | 令和6年<br>2月19日  |

◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年3月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|-------|
|---------|--------|-------|

|                 |     |           |
|-----------------|-----|-----------|
| 自由民主党群馬県山田郡第一支部 | 石原条 | 令和6年1月31日 |
|-----------------|-----|-----------|

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|-----------|--------|------------|
| 久保健二後援会   | 村山岩雄   | 令和6年1月31日  |
| 高草木よしえ後援会 | 高草木良江  | 令和6年1月23日  |
| 山口宗一後援会   | 山口宗一   | 令和5年12月31日 |

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年3月29日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,828
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 298,925
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名 | 3分の1の数  |
|------|---------|
| 北群馬郡 | 10,096  |
| 甘楽郡  | 6,008   |
| 吾妻郡  | 14,611  |
| 利根郡  | 8,892   |
| 佐波郡  | 9,917   |
| 邑楽郡  | 26,618  |
| 前橋市  | 91,841  |
| 高崎市  | 102,610 |
| 桐生市  | 29,811  |
| 伊勢崎市 | 55,854  |
| 太田市  | 58,858  |
| 沼田市  | 12,729  |



|         |        |
|---------|--------|
| 館林市     | 20,442 |
| 渋川市     | 21,046 |
| 藤岡市・多野郡 | 18,599 |
| 富岡市     | 13,007 |
| 安中市     | 15,812 |
| みどり市    | 13,720 |

**■ 監査委員公告**

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

群馬県監査委員 林 章  
 同 石原 栄一  
 同 須藤 和臣  
 同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和4年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和5年5月31日まで）  
 令和5年度会計（令和5年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 地域機関等91機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 4件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 地域創生部

| 監査対象機関<br>(監査年月日) | 監査の結果 |
|-------------------|-------|
|-------------------|-------|

|                       |                              |
|-----------------------|------------------------------|
| 近代美術館<br>(令和6年2月26日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 歴史博物館<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 自然史博物館<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

## (2)生活こども部

| 監査対象機関<br>(監査年月日)    | 監査の結果                        |
|----------------------|------------------------------|
| 女性相談所<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| ぐんま学園<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

## (3)健康福祉部

| 監査対象機関<br>(監査年月日)         | 監査の結果                        |
|---------------------------|------------------------------|
| 衛生環境研究所<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 発達障害者支援センター<br>(令和6年3月8日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| しろがね学園<br>(令和6年3月6日)      | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| こころの健康センター<br>(令和6年3月6日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 食品安全検査センター<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

## (4)環境森林部

| 監査対象機関<br>(監査年月日)    | 監査の結果                        |
|----------------------|------------------------------|
| 林業試験場<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

## (5)農政部

| 監査対象機関<br>(監査年月日)       | 監査の結果                        |
|-------------------------|------------------------------|
| 蚕糸技術センター<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 水産試験場<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

|                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| 畜産試験場<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
|----------------------|------------------------------|

(6)産業経済部

| 監査対象機関<br>(監査年月日)    | 監査の結果                        |
|----------------------|------------------------------|
| 計量検定所<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

(7)企業局

| 監査対象機関<br>(監査年月日)         | 監査の結果   |
|---------------------------|---|
| 渋川工業用水道事務所<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 東毛工業用水道事務所<br>(令和6年3月18日) | <p>(注意事項)</p> <p>群馬県企業局行政財産使用料徴収規程第2条の規定により、行政財産を使用する者は使用料を納付しなければならないとされており、使用料の額は、同規程第3条及び群馬県企業局行政財産使用許可事務取扱要領により算定することとされている。</p> <p>当該機関は、令和2年1月27日付けで上空に特別高圧線を通させる者に対し使用許可した土地について、使用料の算定が適正であったにもかかわらず、令和5年2月20日に算定に誤りがあるとして変更許可を行ったため、徴収した使用料の額が46,214円過大となっていた。</p> |
| 県央第一水道事務所<br>(令和6年3月18日)  | <p>(注意事項)</p> <p>群馬県企業局財務規程（以下「規程」という。）第132条の6において、契約を締結しようとするときは、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされている。また、規程第132条の7第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約書の作成を省略することができる。とされている。</p> <p>当該機関は、水質測定機器消耗品購入契約について、同項各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。</p>                                    |
| 県央第二水道事務所<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |

(8)教育委員会

| 監査対象機関<br>(監査年月日)      | 監査の結果                        |
|------------------------|------------------------------|
| 中部教育事務所<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 吾妻教育事務所<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 利根教育事務所<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 総合教育センター<br>(令和6年3月6日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

|                          |                              |
|--------------------------|------------------------------|
| 図書館<br>(令和6年3月18日)       | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 生涯学習センター<br>(令和6年3月8日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 北毛青少年自然の家<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋南高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋西高等学校<br>(令和6年3月6日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋女子高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋東高等学校<br>(令和6年3月6日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 勢多農林高等学校<br>(令和6年3月8日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋工業高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋商業高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 前橋清陵高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 高崎高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 高崎北高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 榛名高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 高崎女子高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 桐生高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 桐生清桜高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 桐生工業高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 伊勢崎興陽高等学校<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
| 伊勢崎工業高等学校<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 伊勢崎商業高等学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 太田高等学校<br>(令和6年3月18日)     | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 太田東高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 太田女子高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 沼田高等学校<br>(令和6年3月6日)      | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 尾瀬高等学校<br>(令和6年3月6日)      | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 沼田女子高等学校<br>(令和6年3月5日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 利根実業高等学校<br>(令和6年3月6日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 渋川高等学校<br>(令和6年3月6日)      | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 渋川女子高等学校<br>(令和6年3月6日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 渋川青翠高等学校<br>(令和6年3月6日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 渋川工業高等学校<br>(令和6年3月5日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 藤岡中央高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 藤岡北高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 藤岡工業高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 富岡実業高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 松井田高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 安中総合学園高等学校<br>(令和6年3月18日) | (指摘事項)<br>群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第2条において、給料の支給定日前に退職し、又は死亡した学校職員には、その際給料を支給するとされている。<br>当該機関は、令和5年4月に死亡した学校職員の当月分給与について、同月21日に資金前渡職員口座に受け入れ、同日に遺族に支給すべきところ、同年9月28日まで支給しておらず、160日遅延していた。 |
| 大間々高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 万場高等学校<br>(令和6年3月18日)     | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 吾妻中央高等学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 玉村高等学校<br>(令和6年3月18日)     | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 館林商工高等学校<br>(令和6年3月18日)   | (注意事項)<br>地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、財産の買入れにおいては160万円を超えないものとされている。<br>当該機関は、予定総額が1,755,600円(税込)の灯油購入に係る単価契約について、令和5年10月30日付けで随意契約を締結したが、予定総額が随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。 |
| 西邑楽高等学校<br>(令和6年3月18日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 大泉高等学校<br>(令和6年3月18日)     | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 中央中等教育学校<br>(令和6年3月5日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| しろがね特別支援学校<br>(令和6年3月18日) | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| あさひ特別支援学校<br>(令和6年2月28日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 伊勢崎特別支援学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 太田特別支援学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 太田高等特別支援学校<br>(令和6年3月5日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 沼田特別支援学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 館林特別支援学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 渋川特別支援学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 藤岡特別支援学校<br>(令和6年3月6日)    | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 富岡特別支援学校<br>(令和6年3月18日)   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |
| 渡良瀬特別支援学校<br>(令和6年3月18日)  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。  |

|                         |                              |
|-------------------------|------------------------------|
| 吾妻特別支援学校<br>（令和6年3月18日） | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。 |
|-------------------------|------------------------------|

(9) 警察本部

| 監査対象機関<br>（監査年月日）     | 監査の結果  |
|-----------------------|--|
| 前橋東警察署<br>（令和6年3月18日） | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 高崎北警察署<br>（令和6年3月18日） | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 藤岡警察署<br>（令和6年3月6日）   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 安中警察署<br>（令和6年3月18日）  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 太田警察署<br>（令和6年3月18日）  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 桐生警察署<br>（令和6年3月18日）  | （注意事項）<br>地方自治法第234条の2第1項において、普通地方公共団体が工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合、当該普通地方公共団体の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされている。<br>当該機関は、庁舎管理及び清掃業務委託契約において、令和5年2月分の実績報告について、必要な検査をせず、未実施の水質検査に係る委託料を支払っていた。 |
| 沼田警察署<br>（令和6年3月18日）  | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 吾妻警察署<br>（令和6年3月6日）   | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |
| 長野原警察署<br>（令和6年3月18日） | 指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。   |

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 須藤 和臣  
同 伊藤 清

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

3 監査の対象

- (1) 監査対象年度 令和2年度会計から令和5年度会計まで
- (2) 監査対象機関 県庁1機関

4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。

6 監査結果の概要

- (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
- (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
- (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし

7 機関別監査結果

| 監査対象機関<br>(監査年月日)    | 監査の結果  |
|----------------------|--|
| 下水環境課<br>(令和6年3月18日) | <p>(注意事項)</p> <p>消費税法第30条第1項において、事業者が国内において行う課税仕入れについては、課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税の合計額を控除するとされており、同条第2項において、課税期間における課税売上高が5億円を超えるときは、同条第1項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額の合計額は、同条第2項に定める方法により計算した金額とするとされている。</p> <p>当該機関は、令和4年6月に流域下水道事業に係る令和3年度消費税及び地方消費税の確定申告を行い、46,101,883円の還付を受けたが、工事請負契約等における前払金支出分に関して、控除対象となる課税仕入れに係る消費税額に誤りがあったため、令和5年10月に修正申告を行い、過大に還付を受けた42,729,800円を返納し、令和5年12月に延滞税1,002,800円を納付した。</p> |

◎監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 須藤 和臣  
同 伊藤 清

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 監査対象機関     | 畜産課                           |
| 監査結果の公表年月日 | 令和5年12月26日（県報第10162号）監査公表第16号 |



|       |   |
|-------|---|
| 監査の結果 | <p>(指摘事項)</p> <p>群馬県馬事公苑の指定管理業務に係る利用料金は、指定管理者が、群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第15条において定められた額の範囲内で知事の承認を受けることとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年10月1日から適用される屋外馬場及び屋内馬場の占用利用の区分(9時から17時まで)1回当たりの利用料金について、指定管理者である公益財団法人群馬県馬事公苑から条例に規定する上限額を超えた額で承認願いの提出を受けたが、当該機関も上限額を超えた額で承認を行っていた。</p> |
| 講じた措置 | <p>再発防止を図るため、関係法令にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| 監査対象機関     | 公益財団法人群馬県馬事公苑  |
| 監査結果の公表年月日 | 令和5年12月26日(県報第10162号)監査公表第17号  |
| 監査の結果      | <p>(指摘事項)</p> <p>群馬県馬事公苑の指定管理業務に係る利用料金は、指定管理者が、群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第15条において定められた額の範囲内で知事の承認を受けることとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年10月1日から適用される屋外馬場及び屋内馬場の占用利用の区分(9時から17時まで)1回当たりの利用料金について、条例に規定する上限額を超えた額で県畜産課へ承認願いの提出を行い、承認を受け、同日以降、条例で定める利用料金額を超えて過大に徴収していた。</p> |
| 講じた措置      | <p>再発防止を図るため、群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例を遵守するよう関係職員に周知を図った。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| 監査対象機関     | 富岡土木事務所  |
| 監査結果の公表年月日 | 令和6年2月2日(群馬県報第10170号)監査公表第1号   |
| 監査の結果      | <p>(注意事項)</p> <p>建設工事請負契約約款第34条第6項の規定により、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。</p> <p>当該機関では、請負代金額の減額に伴う前払金の超過額3,003,000円を返還させていなかったが、両者の間で協議を行っていなかった。</p> |
| 講じた措置      | <p>請負代金額を減額する変更契約の14日後に工事が完成したことから、前払金の超過額3,003,000円は、請負代金を支払う際に差し引いて精算した。</p> <p>今後は、書面による協議を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>   |

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年3月29日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 4,961（ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年3月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部群馬支社LA営業部 群馬県前橋市元総社町527番地3号
- 5 落札金額 40,404,368円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年2月6日

---

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---